

すいとう 水痘ワクチン予防接種のお知らせ

平成26年10月1日より水痘ワクチンの定期予防接種を開始します。

対象者の方には、9月に案内通知および予診票を送付しています。医療機関など詳しくは通知で確認し、予防接種を受けてください。

【対象児】 1歳から3歳未満のお子さま

- ・今までに水痘ワクチンを1回受けている方は、残りの1回が定期接種となります。
- ・今までに水痘ワクチンを2回受けた方は、定期接種の対象となりません。

※水痘（水ぼうそう）にかかったことのある方は受ける必要はありません。

【接種方法】 3か月以上（標準的には6か月から12か月）の間隔をあけて2回

【料金】 無料
(接種当日、小松島市に住民票のある方)

3歳から5歳未満のお子さまで、今まで水痘ワクチンを1回も受けたことのない方は、経過措置対象者として「平成27年3月31日」または「5歳の誕生日の前日」のいずれか早い日までに1回接種することができます。

【お問い合わせ先】

市保健センター（ミリカホール内）

☎32・3551 / FAX 32・4145

Mail:hokencenter@city.komatsushima.tokushima.jp

高齢者の肺炎球菌ワクチン定期予防接種のお知らせ

肺炎球菌感染症の予防には、予防接種が有効です。対象者の方には接種費用を助成しますので、希望される方は早めに接種しましょう。

【対象者】 (小松島市に住民票のある方)

①平成26年度に次の年齢となる方
(個人通知しています。)

年齢	対象生年月日
65歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生
70歳	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生
75歳	昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生
80歳	昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生
85歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生
90歳	大正13年4月2日～大正14年4月1日生
95歳	大正8年4月2日～大正9年4月1日生
100歳	大正3年4月2日～大正4年4月1日生
101歳以上の方	大正3年4月1日生以前

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が極度に制限される程度の障がい

（かかりつけ医に確認後、市保健センターまでご連絡ください。）

※過去に肺炎球菌ワクチンを接種されたことのある方は、定期接種の対象外です。

【料金】 4,000円（自己負担額）

生活保護世帯の方は、次のとおり事前に申し出てください。無料になります。

- ・市内の医療機関で受ける場合は、必ず予約時に医療機関まで申し出てください。
- ・市外のかかりつけ医で受ける場合は、事前に市保健センターまでご連絡ください。

※事前に申し出のない場合は、有料になることもあります。

【実施期間・回数】

平成26年10月1日～平成27年3月31日までに1回接種。

【実施医療機関】

個人通知で確認し、接種してください。

【お問い合わせ先】

市保健センター（ミリカホール内）

☎32・3551 / FAX 32・4145

Mail:hokencenter@city.komatsushima.tokushima.jp